

(仮称)「白山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」の骨子案について

1 条例制定の趣旨

国は、特定乳児等通園支援事業の運営に係る「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」を制定していますが、令和9年3月31日に、その基準の経過措置が終了することから、各自治体において基準の条例を制定する必要があります。

本市においても、国の基準をもとに令和9年3月31日までに条例を制定するため、パブリックコメント等を行います。

2 基準の概要

主な内容	
・利用定員を定めなければならない ・子ども及びその保護者との事前面談を行わなければならない ・利用の申込みに対し正当な理由のない提供の拒否をしてはならない ・給付費及び実施費の支払を受けることができる ・保育所保育指針に準じ支援の提供を適切に行わなければならない ・事業運営の重要事項に関する規程をさだめなければならない ・子どもに対し差別的取扱いをしてはならない ・虐待等子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない ・子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない ・事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならない など	国基準 どおり
・特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業の運営に当たっては、白山市暴力団排除条例（平成24年白山市条例第2号）を遵守しなければならない。	白山市 独自基準

3 施行期日

令和8年度中の議会に上程し、令和9年4月1日の施行を目指します。